

ホワイトプラン電力Ⅳ

低 圧 特 別 約 款
（ 料 金 表 ）

2020年10月1日 実施

 北陸電力株式会社

I 本 則

1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅳ（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、ホワイトプラン電力Ⅳといたします。

2 適用範囲

毎日午前11時から午前12時および午後1時から午後4時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望され、この料金表実施の際現に変更前の低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅳの適用を受けている場合に適用いたします。

3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。

5 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、2（適用範囲）の時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (5) 原則として、お客さまで契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間の通電をしゃ断する装置を取り付けていただきます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,199円00銭
	3月超過	517円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円07銭
------------	--------

7 その他

- (1) 当社は、要綱10（需給契約の単位）により、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- (2) 要綱31（違約金）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用された場合には、契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合を含むものといたします。
- (3) その他の事項については、要綱によるものといたします。
- (4) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 「融雪など」とは，融雪以外に暖房および造雪をいいます。
- (2) 契約使用期間については，あらかじめ申し出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

2 供給条件

- (1) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2020年10月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。